

## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

### 4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（平成25年3月改定）の「別記 事業別の配慮事項9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項に対して、配慮すべき内容を選定しました。また、「横浜市環境配慮指針」（平成25年3月改定）に掲げられた事項のほか、事業特性及び地域特性を踏まえて配慮事項を追加しました。

選定した項目について、本事業で検討した配慮の内容を表4.1.1(1)～(5)に記載しました。また、配慮書からの変更点は、下線部に示すとおりです。

表 4.1.1 (1) 本事業で検討した配慮内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	○	<p>・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等と併せて、以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</p> <p>(主な上位・関連計画と本事業の位置づけ)</p> <p>① 横浜市中期4か年計画（平成30年10月）  <b>【Ⅲ中長期的な戦略 戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市】</b>より            かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点等の樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全等を進めます。</p> <p>なお、対象事業実施区域の位置する下和泉・東俣野・深谷周辺地区は緑の10大拠点に指定されており、詳細は②横浜市水と緑の基本計画に記載しています。</p> <p><b>【IV38の政策 政策17 地域で最後まで安心して暮らせる住宅医療・介護連携等の推進】</b>より            今後も増加が見込まれる火葬や墓地の需要に対応するため、大規模施設跡地等を対象とした新たな墓地整備を検討します。</p> <p><b>【IV38の政策 政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり】</b>より            深谷通信所跡地では、地権者等と連携しながら、市内米軍施設跡地の跡地利用を推進します。</p>

基本的な配慮事項	(前ページ参照)	<p>② 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月）  【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より  緑の10大拠点の一つに指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区では境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。</p> <p>③ 横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン（平成28年11月）  【Ⅲ分野別の方針 1.土地利用の方針】より  深谷通信所跡地は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。</p> <p>④ 横浜市環境管理計画（平成30年11月）  【第5章環境側面からの基本施策 基本施策2.生物多様性】より  市民に潤いや安らぎをもたらすほか、生き物の生息・生育環境となる等生物多様性の保全にも寄与する緑の創出を推進します。多くの市民の目にふれる場所での地域や施設の特性に合わせた季節感のある緑の創出や、土地利用転換等の機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間の創出を目指します。  (本事業での環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。</li> <li>・公園事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。</li> <li>・公園事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。</li> <li>・<u>対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。</u></li> <li>・<u>自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</u></li> </ul>
----------	----------	--

表 4.1.1 (2) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮書の作成を通じて対象事業実施区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。</li> <li>・ 対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の10大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置し、境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、公園事業の計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。</li> <li>・ 対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、市街化調整区域となっており、住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とします。</li> </ul>
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・ 土壌汚染対策についても、法令に基づき適切な対応を行います。</li> <li>・ <u>工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。</u></li> <li>・ <u>工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。</u></li> </ul>
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。</li> </ul>

表 4.1.1 (3) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。</li> <li>・公園事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。</li> <li>・公園事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを<u>改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。</u></li> </ul>
	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> <li>・太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、公園事業の計画と併せて規模や配置を検討します。</li> <li>・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。</li> </ul>
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。</li> </ul>
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場や園路等の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用についても検討します。</li> <li>・ヒートアイランド現象の抑制等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。</li> </ul>
	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう検討します。</li> <li>・対象事業実施区域は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。</li> </ul>

表 4.1.1 (4) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(10) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の整備に当たっては、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」等に従い、かつ彼岸等の墓参のピーク時等にも対応できる規模とします。</li> <li>・ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。</li> <li>・ 配置については交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備します。</li> <li>・ 歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とします。</li> <li>・ <u>公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等</u>を検討します。</li> </ul>
	(11) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とします。</li> <li>・ 工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。</li> <li>・ 供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかし禁止の呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。</li> <li>・ 供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた<u>深谷通信所跡地</u>のやや中央寄りに配置することとし、影響を低減します。</li> <li>・ 供用時の夜間照明においては、最低限の照度とし、配光を検討します。</li> </ul>
	(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域内には史跡及び文化財は存在しませんが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承します。なお、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、<u>関係機関と協議のうえ、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」</u>に従い対応します。</li> </ul>
	(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。</li> <li>・ <u>現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策</u>を検討します。なお、<u>河川（水路）は埋め立てる前に切り回される計画とされています。</u></li> </ul>

表 4.1.1 (5) 本事業で検討した配慮内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。</li> <li>・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> <li>・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。</li> <li>・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。</li> <li>・対象事業実施区域内の工作物の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。</li> </ul>
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(15) 既存の調査で一部区域に土壤汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました（資料編：資料1～5参照）。なお、対象事業実施区域は<u>土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されている区域はないため、対象事業実施区域に土壤汚染が存在することが明らかになった場合には、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。</u></li> </ul>
	(16) 既存の調査で最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」及び「<u>最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン</u>」に準拠した「<u>横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱</u>」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を墓園として利用することから、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。</li> </ul>

## 4.2 環境情報の概要

### 4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は令和2年7月3日に公告され、同日から令和2年7月17日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2.1に示すとおりです。

表 4.2.1 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年7月3日～令和2年7月17日（15日間）
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 泉区役所 区政推進課 企画調整係

### 4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、1通の環境情報提供書が提供されました。環境情報の概要は、表4.2.2に示すとおりです。

表 4.2.2 環境情報の概要

項目	環境情報の概要	都市計画決定権者の見解
湧水	1-1, わきみずの森の湧水は、深谷通信所跡地に広い流域を持ち、地下水が供給されていますが、水量が少なく、数年に1度涸れる状況にあります。	・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の湧水について、水循環（地下水位及び湧水の流量）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。
動物	1-2, わきみずの森には、水生小動物としては、オタマジャクシ、サワガニ、ヤゴ、カワニナ、アメンボ、ユスリカ等が、昆虫としては、カブトムシ、バッタ、カミキリムシ、トンボ、チョウ等が、鳥類としては、ウグイス、キジ、カラス、シジュウカラ、スズメ等が、またカエル、ヘビ、トカゲ、リス等が多数生息しています。	・今後実施する動物の予測評価の中で、「わきみずの森」の動物、植物、生態系に影響が生じないように検討して参ります。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、「わきみずの森」の動物、植物、生態系について、生物多様性（動物、植物、生態系）の項目の中で、調査、予測、評価を行います。

#### 4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの、配慮市長意見書について、令和2年8月27日に送付を受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.3.1に示すとおりです。配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表4.3.2(1)～(5)に示すとおりです。

表 4.3.1 配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年9月15日～令和2年9月29日(15日間)
縦覧対象区	泉区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 泉区役所 区政推進課 企画調整係

表 4.3.2(1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
<p>1 全般的事項</p>	<p>(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載しました。</li> <li>・第2章2.5.2環境配慮検討の経緯等において、配慮事項の配慮の内容の記載を追記しました。</li> </ul>	
	<p>(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の事業の進捗に合わせて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容とするよう努めます。</li> </ul>	
	<p>(3) 「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」と連携し、それぞれの事業特性を踏まえながら、審査会において十分な調査審議ができるように具体的な土地利用のあり方について示すとともに、市民にわかりやすく統一感のある優れた図書の作成に努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第2章(事業計画の概要)において、具体的な土地利用のあり方について示すとともに、第3章(地域の概況及び地域特性)の記述や第6章(環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択)の調査位置を示す図面は、統一を図りました。</li> </ul>	
<p>2 配慮指針に掲げられている配慮事項</p>	<p>(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】</p>	<p>ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地計画を検討し、第2章2.5.2環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。</li> </ul>
		<p>イ 生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう検討してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。</li> </ul>

表 4.3.2 (2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項 (1)】	ウ 通過道路となる県道402号(阿久和鎌倉)について、草地環境の保全や歴史的な背景の視点も踏まえて、将来のあり方を検討してください。	・ 県道402号(阿久和鎌倉)については、草地環境の保全や「陣街道」「西の道」とも呼ばれた歴史的な背景の視点も踏まえ、将来の在り方について検討した結果、本事業では現状のまま残すこととしました。なお、外周道路との接続部は交差点改良を行うため、対象事業実施区域に含めています。
	(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項 (3)】	ア 工事中における歩行者や暫定利用者等を考慮し、安全対策について検討してください。	・ 工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
		イ 各施設の部分供用が検討されていることから、利用者等の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者等への適切な情報提供に努めてください。	・ 工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保し、利用者等への適切な情報提供に努めます。
	(3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項 (5)】	ア 草地を含んだ緑地計画について検討し、方法書以降の図書で示すとともに、事業計画区域内外の生態系に配慮するよう努めてください。 【(1) ア 再掲】	・ 緑地計画を検討し、第2章2.5.2環境配慮検討の経緯に記載しました。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
		イ ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するよう配慮してください。	・ ビオトープや野鳥観察池等は配置しません。
		ウ 建物や駐車場の緑化を検討してください。	・ 生物の生息生育環境の確保等のため、建物や駐車場の緑化を検討します。

表 4.3.2 (3) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている 配慮事項	(4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項 (6)】	災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実を図ってください。	・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
	(5) グリーン購入、グリーン電力の導入 【配慮事項 (7)】	積極的にグリーン購入及びグリーン電力導入に努めてください。	・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。
	(6) ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項 (8)】	ア 建物や駐車場の緑化を検討してください。 【(3) ウ 再掲】	・ヒートアイランド現象の抑制のため、建物や駐車場の緑化を検討します。
		イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。	・「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(7) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項 (10)】	ア 駐車場については、位置及び規模を方法書以降の図書で示してください。	・交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.4.2 P2-20 参照）。 ・駐車場計画の台数は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の必要台数の 751 台を基本に検討し、彼岸等の墓参のピーク時にも対応できる規模とします。 ・詳細な位置及び規模は準備書で示します。
		イ 利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。	・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。

表 4.3.2 (4) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(8) 施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避 【配慮事項 (12)】	埋蔵文化財の調査を適切に行い、新たな文化財が発見された場合には適切な対応を行ってください。 ・埋蔵文化財について、工事前の調査の中で、新たな文化財が発見された場合、「文化財保護法」に基づき、適切に対応します。
	(9) 周辺地域の地下水涵養機能への配慮 【配慮事項 (13)】	ア 水路の扱いについて検討するとともに、地下水涵養機能に配慮してください。 ・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。なお、河川（水路）は埋め立てる前に切り回される計画とされています。 ・地下水涵養機能に配慮し、事業計画を検討します。
		イ グリーンインフラについて、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。 【(6) イ 再掲】 ・「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
	(10) 廃棄物の 3R、雨水の有効利用 【配慮事項 (14)】	工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料、材質を選択し、点検しやすい構造にする等、工作物の長寿命化に努めてください。 ・対象事業実施区域内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。

表 4.3.2 (5) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 事業特性及び域特性を踏まえ追加した配慮事項</p>	<p>(1) 土壌汚染への配慮 【配慮事項 (15)】</p>	<p>土壌汚染が存在する場合には、関係機関等と協議を行い、適切に対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。</p> <p>・対象事業実施区域は「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されている区域はないため、対象事業実施区域に土壌汚染が存在することが明らかになった場合には、関係機関等と協議を行い、「土壌汚染対策法」に基づき、適切に対応します。また、対応が必要になった場合は、具体的な対策について準備書で示します。</p>
	<p>(2) 最終処分場跡地への配慮 【配慮事項 (16)】</p>	<p>事業計画区域内に最終処分場跡地があるため、関係機関と協議を行い、特に環境へ影響を及ぼさないように対応するとともに、具体的な対策について方法書以降の図書で示してください。</p> <p>・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を墓園として利用することから、必要な評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うとともに、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。具体的な対策について準備書で示します。</p>